

記載例

利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（集積）

印

1 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名及び住所（乙）		氏名又は名称		公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長		住 所		山口県山口市桜畠三丁目2番1号							
	利用権を設定する者の氏名及び住所（甲）		氏名又は名称		□果樹・施設等農地附属物が有る(予定含む) 共通事項(裏面)を了承し、この計画に同意する。		住 所		電話番号 ()							
利用権を設定する者以外の連絡先 必ずご記入ください(必須)			氏名又は名称		続柄		住 所		電話番号 ()							
利用権を設定する農地					設定する利用権					利用権を設定する農地の (甲)以外の権原者等						
所 在 : 市町		現況 地目	登記面積 (㎡)	登記面積のうち 契約面積(㎡)	賃料計算面積 (㎡)	利用権 の種類	利用の 内 容	始 期	終 期	賃 料 年額(円) 物納(kg)	賃 料 の 支払方法	住 所	氏 名 又 は 名 称	権原の 種 類	同意印	備考
大字〇〇字〇〇100番 大字〇〇字〇〇101番		田 田	2,000.00 3,000.00	2,000.00 3,000.00	1,900.00 2,850.00	賃借権 賃借権	水田 水田	2026.11.01	2037.3.31	7,600 11,400	このため					
計 2筆			5,000.00	5,000.00	4,750.00					19,000						

[同意印]

契約期間中に何らかの事務調整等が必要となったときに、連絡を円滑に行うため、連絡先を複数確保しておく趣旨です。ご親族の中から、どなたかお願いします。

契約農地上に「果樹や施設(ハウス等)」等の設置物がある場合チェックしてください



押印
(認め印)
可能

口座振込依頼書兼委任状（記載例）

kisairai

様式4
管轄市町：〇〇市

口座振込依頼書兼委任状

申請日 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

契約者 (認印可)

住所		住所	山口市〇〇〇1010番地	印
氏名	農地 花子			
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			

私【契約者】はすでに(公財)やまぐち農林振興公社に口座を登録済のため、以下の申請は省略します。

私【契約者】は、公益財団法人やまぐち農林振興公社が支払う土地の賃借料を口座振込によって受領したいので、下記の口座への振込を依頼します。

振込口座		金融機関名		本・支店名	
		〇〇〇〇	農協 銀行 信用組合	〇〇〇〇	本店・本所 支店 出張所
預金種目		口座番号(7ケタ 右詰)			
1 普通または当農 2 当座 3 貯金		1	2	3	4 5 6 7
口座名義(カタカナ)		農地 花子(ノウチ ハナコ)			
ゆうちょ銀行を振込先にご指定の場合 (ゆうちょ銀行の方のみ、ご記入してください)		記号		番号	

契約者以外の口座への振込による受領を希望される場合、下記にご記入ください。

委任状

私【契約者】は、下記の者を代理人と定め土地の賃借料の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者

住所	郵便番号	電話番号	
(フリガナ)			契約者との 続柄
氏名			

※ 注意

- ・ 黒色のボールペンで正確に記入してください。

① 押印

- ・ 契約者欄の右側の枠内（印）、用紙右上の（捨印）、**2箇所**に押印してください。
- ・ **認印**で結構です。

② 契約者

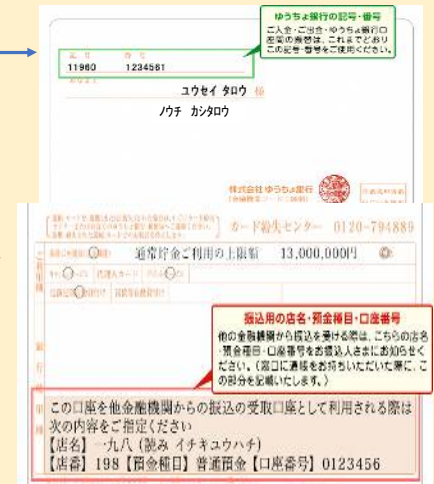
- ・ 住所、氏名、電話番号を記入してください。
- ・ 記入又は印字に修正がある場合は、二重線（＝）で文字を消して、真上に正しい文字を

※ 公社にすでに**口座を登録済みの方は、こちらに押印**してください。
以下の申請(③、④の記載事項)は省略します。

③ 振込口座

- ・ お持ちの通帳により正確に記入してください。
- ・ 口座名義は、**カタカナ**で記入してください。

※ **ゆうちょ銀行を振込先にご指定の場合**
記号、番号は、お持ちの通帳の見開き
をご参照ください。



④ 受任者

- ・ 契約者以外の口座へ賃借料の振込をご希望の場合、受任者の住所、氏名、電話番号、続柄等を記入してください。

※すでに口座登録がある場合、新しく届出された口座にまとめて振込いたします。ご了承下さい。

※お届けいただいた口座情報については賃料の支払用途以外には使用しません。

相続に関する委任

押印

捨印

委 任 状

記載例

(契約者)

契約者以外の相続人の印

住所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、末尾記載の農地についての契約、賃料の受領に関する一切の権限を委任する。

年 月 日

(契約者以外の相続人)

住所

氏 名

押印

印

契約者以外の相続人の印

記

農地の表示

[illegible]

記載例

農用地利用集積等促進計画(配分)

印

1 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名及び住所(乙)	氏名又は名称	☐ 果樹・施設等農地附属物が有る(予定)		住所	電話番号()					
	利用権を設定する者の氏名及び住所(甲)	氏名又は名称	農地法その他の農業に関する法令を遵守していることを申告するとともに、共通事項(裏面)を了承し、この計画に同意する。								
			公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長		住所	山口県山口市桜島三丁目2番1号					
利用権を設定する農地					設定する利用権						
所 在 : 市町	現況地目	登記面積 (㎡)	登記面積のうち 契約面積(㎡)	賃料計算面積 (㎡)	利用権 の種類	利用の内容	始 期	終期	賃 料 年額(円) 物納(kg)	賃 料 の 支払方法	備考
大字〇〇字〇〇100番	田	2,000.00	2,000.00	1,900.00	賃借権	水田	2027.04.01	2040.03.31	7,600	該当農地が所有者不明となった場合は、賃料は発生しないものとする。	
大字〇〇字〇〇101番	田	2,000.00	3,000.00	2,850.00		水田	2027.04.01	2040.03.31	11,400		

契約農地上の果樹や施設(ハウス等)の設置物がある場合 ☒ チェックしてください。

電話番号を記入又は確認してください。

押印(認印)

[同意印]

農 用 地 利 用 集 積 等 促 進 計 画 (配 分)



1 各筆明細

整理番号		利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 (乙)	氏名又は名称		☐ 果樹・施設等農地附属物が有る (予定 [同意印]) 農地法その他の農業に関する法令を遵守していることを申告するとともに、共通事項(裏面)を了承し、この計画に同意する。		住 所				
		利用権を設定する者の氏名及び住所 (甲)	氏名又は名称		公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長		住 所	電話番号 () 山口県山口市桜島三丁目 2 番 1 号			
利用権を設定する農地					設定する利用権						
所 在 : 市町	現況地目	登記面積 (㎡)	登記面積のうち 契約面積 (㎡)	賃料計算面積 (㎡)	利用権 の種類	利用の内容	始 期	終期	賃 料 年額 (円) 物納 (kg)	賃 料 の 支払方法	備考
										該当農地が所有者不明となった場合は、賃料は発生しないものとする。	

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

記 載 例

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（個人）

整理番号	氏名又は名称			〇〇	〇〇	性別	男	年齢	62	歳	農作業従事日数		250	日
賃借権の設定等を受ける土地の面積（A）		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B）		賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目（C）	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況（D）					賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況（E）		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況（F）		
					世帯員		農業従事者（うち15歳以上65歳未満の者）			雇用労働力（年間延労働日数）	種 類	数 量	種 類	数 量
農 地	m ² 8,000	農 地	m ² 48,000	水稻 野菜	男	人 1.0	農業専従者		人 1.0 (1)	人日			トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機 籾摺機	1 1 1 1 1
採 草 放牧地	m ²	採 草 放牧地			農 業 補助者	主として農業に従事する者	人							
その他	m ²		女			人 2.0	従として農業に従事する者	人 2.0 (1)						
賃借権の設定を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響（G）					例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。									

（記載注意）

- （1） 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- （2） （A）欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- （3） （B）欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積（（A）欄の面積）は除く。
- （4） （C）欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- （5） （D）欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

記 載 例

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人）

整理番号		法人の名称		農事組合法人〇〇〇〇					
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)		賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (G)	
				☒ 当該法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。		種 類	数 量	種 類	数 量
				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)					
農 地	m ² 25,000	農 地	m ² 325,000	☒ 当該法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。				トラクター コンバイン 田植機 軽トラック 乾燥機 乗用管理機	4 3 2 3 5 3
採 草 放牧地	m ²			賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)					
その他	m ²	採 草 放牧地	m ²	☒ 当該法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。					
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)				例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。					

（記載注意）

- （1） 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- （2） （A）欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- （3） （B）欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積（（A）欄の面積）は除く。
- （4） （C）、（D）、（E）欄は、賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人に係る農用地利用集積等促進計画（配分）案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握している場合は、省略できる。
- （5） 農地所有適格法人が初めて農地中間管理機構から賃借権の設定等を受ける場合、定款の写しを添付すること。ただし再度賃借権の設定を受ける際、当該法人の定款に変更がない場合は、定款の写しの添付は省略できる。

記 載 例

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人以外の法人）

整理番号		法人の名称		株式会社 □□□								
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物 (C)					賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (G)	
				取得前	—			取得後	水稻			
				賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)					種 類	数 量	種 類	数 量
農 地	m ² 8,000	農 地	m ² —	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数				トラクタ 田植機 コンバイン 乾燥機	1 1 1 1
採 草 放牧地	m ²			A	代表取締役社長	〇〇市〇〇100番地	前年実績	見込み				
				B	専務理事	〇〇市〇〇300番地	—	60				
その他	m ²	採 草 放牧地	m ² —	C	常務理事	〇〇市〇〇500番地	—	250				
雇用労働力（年間延日数）（E）							人日					
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響（H）				例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。 (従業員数×年間労働日)								

役員または責任を有する使用人のうち1人以上が、法人が行う耕作に常時従事すること

（記載注意）

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積（(A) 欄の面積）は除く。
- (4) (C) 欄の「賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (5) (D) 欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。
- (6) (D) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

記載例

利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（一括）

(自署)

自署は必須

(自署)

システム入力用

公社(乙)に利用権を設定する者(甲) (地権者: ○○○○ 下記の2,3を合意し、裏面の4(共通事項)を了承し、この計画に同意する。 (甲 自署) 日 (住所) ○○○○ (氏名) ○○○○ (電話番号) - -	利用権の設定を受け・設定を行う者(公社)(乙) (住所) 山口市桜島三丁目2番1号 (名称) 公益財団法人やまぐち農林振興公社 (山口県農地中間管理機構) 理事長 (電話番号) 083-924-0067	公社(乙)を通じて利用権の設定を受ける者(丙) (耕作者: ○○○○ 農地法その他の農業に関する法令を遵守していることを申告するとともに、下記の2,3を合意し、裏面の4(共通事項)を了承し、この計画に同意する。 (丙 自署) 日 (住所) ○○○○ (氏名) ○○○○ (電話番号) - -
---	--	--

1 各筆明細

利用権を設定する農地						設定する利用権			
NO	所在: ○○市町 大字 字 地番	地目	登記面積 (㎡)	契約面積 (㎡)	利用権の 種類	利用の内容	(甲)が(乙)及び(乙)が(丙)に 貸借で設定する契約期間 始期 年月日 終期 年月日	賃料 金納年額(円)又は物納年数量(kg)	賃料の 支払方法
	○○ ○○ 100番	田	2,000	2,000	賃借権	水田	2026.11.1 2037.3.31	7,600	丙が甲に 直接支払う
	○○ ○○ 101番	田	3,000	3,000	賃借権	水田	2026.11.1 2037.3.31	11,400	
			5,000	5,000				19,000	

有りの場合のみチェックしてください。



2 債権譲渡及び代物弁済に係る合意事項	3 農地附属物に関する合意事項
(甲) 上記の利用権が設定された農地に係る乙の丙に対する賃料請求権を、乙から甲へ債権譲渡(民法第466条及び467条)することにより、乙の甲に対する賃料支払債務が弁済される(代物弁済という)ことを承諾します。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	☐ 果樹・施設等農地附属物が有る(予定含む) 果樹・施設等農地附属物が有る場合(予定含む)の収去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。
(丙) 上記の利用権が設定された農地に係る契約期間における乙の丙への賃料請求権を、乙から甲に譲渡されることを承諾します(民法第466条及び467条)。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	果樹・施設等農地附属物が有る場合(予定含む)の収去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

記載例

利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（一括）

(自署)

自署は必須

(自署)

手書き用

公社(乙)に利用権の設定を行う者(甲)		利用権の設定を受け・設定を行う者(公社)(乙)		公社(乙)を通じて利用権の設定を受ける者(丙)	
下記の2,3を合意し、裏面の4(共通事項)を了承し、計画に同意する。 (甲 自署) (住所) ○○○○ (氏名) ○○○○ 地権者欄 (電話番号 - -)		(住所) 山口市桜島三丁目2番1号 (名称) 公益財団法人やまぐち農林振興公社 (山口県農地中間管理機構) 理事長 (電話番号 083-924-0067)		農地法その他の農業に関する法令を遵守していることを申告するとともに、下記の2,3を合意し、裏面の4(共通事項)を了承し、この計画に同意する。 (丙 自署) (住所) ○○○○ (氏名) ○○○○ 耕作者欄 (電話番号 - -)	
記入日 年 月 日		記載ください		記入日 年 月 日 記載ください	

1 各筆明細

利用権を設定する農地						設定する利用権				
NO	所在：〇〇市町 大字 字 地番	現況地目 ※	登記面積 (㎡)	契約面積 (㎡)	利用権の 種類	利用の内容	(甲)が(乙)及び(乙)が(丙)に 貸借で設定する契約期間	賃 金 納 年 額 (円)	料 物 納 年 数 量 (kg)	賃料の 支払方法
1	〇〇 〇〇 100番	田・畑 他()	2,000	2,000	賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 8年11月1日 終期 19年3月31日	☒ 7,600円 ☐ kg ☒ 4,000円/10a ☐ kg/10a		丙が甲に 直接支払う
2	〇〇 〇〇 101番	田・畑 他()	3,000	3,000	賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 8年11月1日 終期 19年3月31日	☒ 11,400円 ☐ kg ☒ 4,000円/10a ☐ kg/10a		
		田・畑 他()			賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年 月 日 終期 年 月 日	☐ 円 ☐ kg ☐ 円/10a ☐ kg/10a		
		田・畑 他()			賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年 月 日 終期 年 月 日	☐ 円 ☐ kg ☐ 円/10a ☐ kg/10a		
		田・畑 他()			賃貸借 使用貸借	水田・普通畑・ 樹園地・施設用 地・採草放牧地	始期 年 月 日 終期 年 月 日	☐ ☒	有りの場合のみチェックしてください。	

※「他()」のカッコ内は ①山林 ②原野 ③雑種地

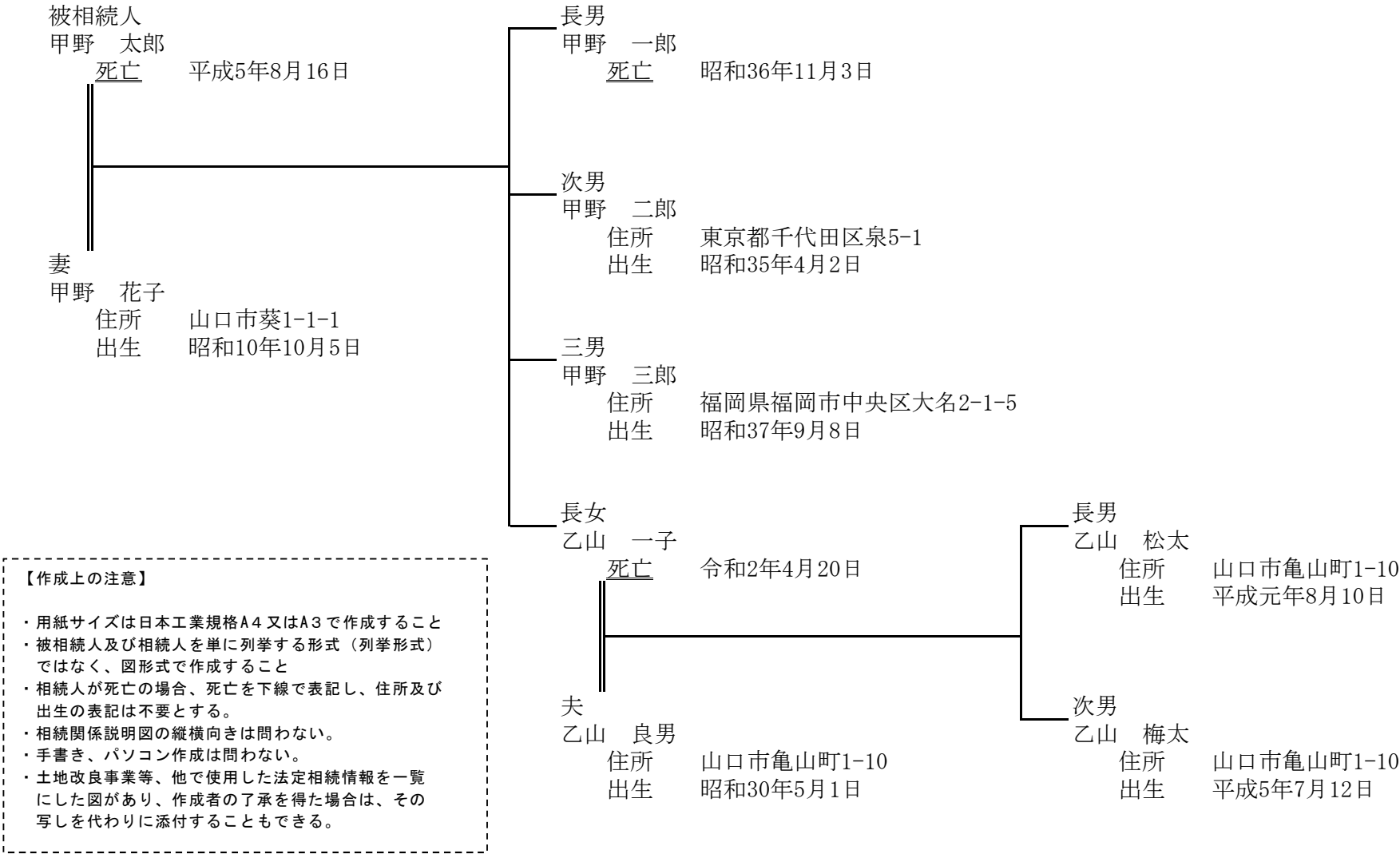
2 債権譲渡及び代物弁済に係る合意事項	3 農地附属物に関する合意事項
(甲) 上記の利用権が設定された農地に係る乙の丙に対する賃料請求権を、乙から甲へ債権譲渡(民法第466条及び467条)することにより、乙の甲に対する賃料支払債務が弁済される(代物弁済という)ことを承諾します。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	☒ 果樹・施設等農地附属物がある(予定含む) 果樹・施設等農地附属物がある場合(予定含む)の収去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。
(丙) 上記の利用権が設定された農地に係る契約期間における乙の丙への賃料請求権を、乙から甲に譲渡されることを承諾します(民法第466条及び467条)。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	果樹・施設等農地附属物がある場合(予定含む)の収去義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

参考様式1

被相続人 甲野太郎 相続関係説明図

記載例



参考様式 2

契約者：農地 貸太郎
(耕作者：農事組合法人 ○○○○)

記載例

農地貸借契約に係る誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長 様

住所 山口市葵2丁目***-*

氏名欄は必ず自署にて記入して下さい。

氏名 (自署) 農地 貸太郎
地権者との関係 (長男)

この度、私は、別添の計画等について、これに係る一切の責任を負うことを誓約します。

記

契約対象農地	登記簿面積 (㎡)	登記名義人	※理由
山口市葵***-*	1,000.00	農地 花子	①

下記の①～④の内該当する番号を記入して下さい。

※登記名義人と契約者が異なる理由を下記の該当する番号を記入

- ① 当該農地は共有名義となっている。(複数での契約が難しい。)
- ② 相続登記はなされていないが、契約者が相続予定者である。
- ③ 相続登記はなされていないが、相続関係者は相続放棄等で実質的に法定相続人が契約者だけである。
- ④ その他 ()

(留意事項)

登記名義人が存命の場合は、契約者は登記名義人とする(①の場合を除く)。登記名義人が高齢で判断能力が無い為直接契約ができない等、特殊事情による場合は、その旨を④に記載する。
相続未登記の場合(所有権が数人の共有に係る農地の場合含む)、当面連絡先として窓口となる者を決めていただき、相続登記が完了した場合は公社にご一報ください。
なお、契約者の変更が生じた場合には、契約者変更の手続きを行います。

原状回復に関する確認書

利用権の設定を受ける農地に係る附属物（農地を付合した物を含む。以下同じ）について、地権者と耕作者は協議の上、下記のとおり原状回復の範囲及びその内容を確認した。

ほ場ごとの状況を現地確認し、あてはまる



記

地権者と話し合い、将来的に農地を返す場合の除草や耕耘の有無を決めてください

1 利用権の設定を受ける農地

所在	面積（㎡）	借受時						返還時								
		ほ場 除草		ほ場 耕耘		畦畔 除草		写 真	ほ場 除草		ほ場 耕耘		畦畔 除草			
		済	未	済	未	済	未		要	不	要	不	要	不		
山口市大内1234-1	2,000	☒	☐	☒	☐	☒	☐	A-1, 2	☒	☐	☐	☒	☒	☐		
山口市大内1235	3,000	☒	☐	☒	☐	☒	☐	A-3, 4	☒	☐	☐	☒	☒	☐		
		☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		☐	☐	☐	農地を借りた時に、ほ場の全景や草の生え具合、気になる箇所ごとに写真をとってください。				☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		☐	☐	☐					☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐					☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐		

農地を借りた時に、ほ場の全景や草の生え具合、気になる箇所ごとに写真をとってください。

2 農地に係る附属物

既存の附属物 (台数、規模等)	設置時期 又は 植付時期	借受時		返還時				
		破損等 の有無	具体的な状況	写真	修繕 要 不	交換 改植 要 不	具体的な状況	
ビニールハウス 6m×30m 単棟4棟	H30.04	☒	☐	被覆材劣化 骨組パイプ錆 ドア破損	B-1 B-2 B-3	☐ ☒ ☐	☐ ☒ ☐	被覆材、骨組に破 損なければ、それ 以上の補修は不要
(樹木の例) 幸水 20本	H02.06	☒	☐	5本枯れ 改植要	B- 1, 2, 3, 4	☐ ☒ ☒ ☐	☐ ☒ ☒ ☐	剪定、防除作業 を終えておく
既に設置されてある建物や樹木は、耐用 年数を把握するため、地権者や設置者か ら設置時期の聞き取りをお願いします。		具体的な破損の状 況を記入し、箇所 ごとの写真を撮っ てください。		耕作者が普通に使うことによって壊れた り汚れたりした部分(通常損耗)や 時間の経過によって自然に古くなって壊 れたり汚れたりした部分(経年変化)は元 に戻す義務はありません。このことを考 慮して、地権者と話し合い、附属物の修				
		☐	☐					

附属物 (台帳、規模等)	設置者 又は 植付者	設置者の 収去義務		具体的な収去方法 (設置者の具体的な対応)
		要	不	
ビニールハウス 6m×30m単棟4棟	J A〇〇 リース契約物件	☒	☐	J A〇〇からのリース期間中は移設 リース金償還済みは、撤去
作業・資材用ハウス 6m×15m 1棟	耕作者	☒	☐	撤去
[樹木の例] 豊水 10本	耕作者	☒	☐	伐採、伐根
二十世紀 10本	耕作者	☐	☒	地権者の要望があり、そのまま残す
設置者が附属物を設置した場合、返還				
「取り決め時」以降の一方的な変更の防止				
耕作者が事業参加者となって補助事業を活用して設置し た場合、補助事業実施主体と話し合っ て、撤去又は移設 の方法を決めてください。				
		☐	☐	

3 その他の取り決め

分類	質問者	内容	回答・結果	備考
ビニールハウス (既存)	耕作者	当事者同士で賃貸借契約を行いたい。	地権者了承	賃貸借契約書
ビニールハウス (既存)	耕作者	パイプ錆を除去し、防錆塗料を塗布したい。	地権者了承	契約書など、別の取り決めがあれば、写しを添付してください。
ビニールハウス (既存)	耕作者	天災その他不可抗力等、耕作者の責のない事由により損傷、倒壊等が発生した場合、その修復方法等を含め別途地権者と協議したい。	地権者了承	
幸水 (既存)	耕作者	一部改植させて欲しい。法定耐用年数（梨26年）の全部を経過しているので、簡便法での使用可能期間（5年）を経過した際は、樹木が枯れても揉めない。	地権者了承	
幸水 (既存)	地権者	返還の際は、剪定、防除等、時期に応じて引き続き農業をするための作業を行って欲しい。	耕作者了承	
二十世紀 (新設)	地権者	譲り受けたいので、樹木はそのまま残して欲しい。収去しないことで得る利益は負担したい。	耕作者了承	返還時、耕作者は費用請求すること

本確認書のとおり、農地に係る附属物の状況並びに原状回復の範囲及びその内容（公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下、「公社」という。）は耕作者の履行補助者に該当しないことを含む。）を確認しました。

令和 年 月 日

地権者 住所 山口市〇〇町〇番地
 （自署）
 氏名又は法人名 所有 太郎 実印
 （代表者）
 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和 年 月 日

耕作者 住所 山口市亀山町〇丁目〇番地〇号
 （自署）
 氏名又は法人名 借受 花子 実印
 （代表者）
 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

写真台紙

撮影日 年 月 日

番号 A-1 写真添付	番号 A-2 写真添付
番号 写真番号は 「1 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地」と 「2 土地に係る附属物」で確認した写真番号と一致させてください。	番号 写真台紙は、この用紙でなくても、別の用紙に貼っていただいても構いません。 用紙サイズも問いません。
番号	番号
番号	番号

原状回復に関する誓約書

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

私は、利用権の設定を受ける農地及び農地に係る附属物について、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 農業上の適正かつ効率的な利用を確保します。
2. 返還時において、原状回復に関する確認書に記載のとおり、履行します。

以上

年 月 日

耕作者（自署）

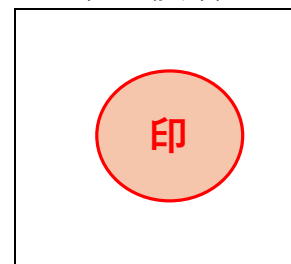
住 所 山口市亀山町〇丁目〇番地〇号

氏名又は法人名
（代表者名） 借受 花子

連 絡 先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

生 年 月 日 (S)・H・R 〇 年 〇 月 〇 日 生

印鑑（実印）



※印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付すること。

原状回復に関する連帯保証人承諾書

記載例

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

利用権の設定を受ける農地	令和〇年〇月〇日付け公告 「農用地利用集積等促進計画（配分）」のとおりに
農地に係る附属物 (農地に付合した物を含む)	「原状回復に関する確認書」のとおりに
保証する責任の限度額	金〇〇〇万円 ← 専門業者等から見積を徴する等の方法に
連帯保証人である私は、耕作者から、以下の事項について説明を受けました。	
(1) 耕作者自身の財産及び収支の状況	説明を受け、チェックをする
(2) 耕作者が耕作者以外の者に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況	
(3) 耕作者が本確認書の原状回復の責任について公益財団法人やまぐち農林振興公社に担保を提供していない事実	
チェック欄	
✓ ✓ ✓	

私は、別紙「原状回復に関する確認書」に基づき耕作者が負う責任につき、上記の限度額を極度額とし、その範囲において、耕作者と連携して履行を負います。

なお、利用権の設定を受ける農地に係る契約更新後も、引き続き連帯保証人になることについて承諾します。

年 月 日

連帯保証人（自署）

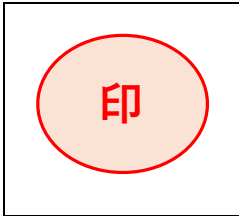
住 所 山口市亀山町〇丁目〇番地〇号
氏名又は法人名 保証 一郎

(代表者名)

連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
生年月日 (S)・H・R 〇年 〇月 〇日生
続柄 (〇)

※印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付すること。

印鑑（実印）



原状回復に関する連帯保証人承諾書

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

利用権の設定を受ける農地	令和〇年〇月〇日付け公告 「農用地利用集積等促進計画（配分）」のとお
農地に係る附属物 (農地に付合した物を含む)	「原状回復に関する確認書」のとお
保証する責任の限度額	金〇〇〇万円 ← 専門業者等から見積を徴する等の方法により記入
連帯保証人である私は、耕作者から、以下の事項について説明を受けました。	
(1) 耕作者自身の財産及び収支の状況	説明を受け、チェックをする
(2) 耕作者が耕作者以外の者に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況	
(3) 耕作者が本確認書の原状回復の責任について公益財団法人やまぐち農林振興公社に担保を提供していない事実	
チェック欄	

私は、別紙「原状回復に関する確認書」に基づき耕作者が負う責任につき、上記の限度額を極度額とし、その範囲において、耕作者と連携して履行を負います。

なお、利用権の設定を受ける農地に係る契約更新後も、引き続き連帯保証人になることについて承諾します。

年 月 日

連帯保証人（自署）

住 所 山口市〇〇町〇丁目〇番地

氏名又は法人名 保証 栄子

(代表者名)

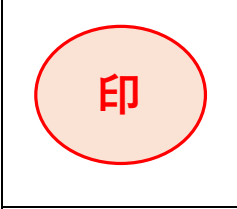
連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

生 年 月 日 (S)・H・R 〇 年 〇 月 〇 日 生

続 柄 (〇)

※印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付すること。

印鑑（実印）



原状回復に関する承諾書

記載例

下記1の利用権設定予定の対象農地に係る附属物（果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設等をいう。以下同じ）について、地権者と耕作者は協議の上、下記のとおり原状回復の範囲及びその内容を確認する。

記

1. 利用権設定を受ける農地

農地の所在	地目	面積（㎡）
〇〇市大字〇〇字〇〇100番	田	2,000
〇〇市大字〇〇字〇〇101番	田	3,000
以下余白		

2. 農地に設置した附属物

ビニールハウス 6m×30m 単棟4棟

3. 原状回復等に係る確認事項

令和〇年〇月〇日に地権者、耕作者で確認した内容のとおりとすることを再度確認し、承諾した。

併せて、附属物の収去義務は、耕作者が地権者に対して直接義務を負い、（公財）やまぐち農林振興公社及び上記1の農地の所在する自治体は、地権者に対し義務を負わないことを承諾しました。

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様
〇〇市町長 様

令和〇年〇月〇日

地権者 住所 〇〇市〇〇町〇番地 (実印)
氏名 所有 太郎
連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日

耕作者 住所 山口市亀山町〇丁目〇番地〇号 (実印)
氏名 借受 花子
連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

農地契約解除（終了）時の原状回復実施確認書

記載例

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

1 対象農地

利用権を解約（終了）する農地	山口市宮野1234-1 3,000㎡
利用権を解約（終了）する者 （耕作者）	山口市亀山町〇丁目〇番地〇号 借受花子
農地に係る附属物 （農地に付合した物を含む）	ビニールハウス 6m×30m単棟4棟
契約期間	平成29年4月1日～令和10年3月31日

2 確認状況

(1) 利用権を解約（終了）する耕作者

上記対象農地に係る原状回復については、令和〇年3月1日に地権者と交わした「原状回復に関する確認書」に基づく範囲及び内容で行いました。

令和〇年〇月〇日

耕作者 住 所 山口市亀山町〇丁目〇番地〇号
氏名又は法人名 借受 花子 印
(代表者名)

(2) 利用権を解約（終了）する地権者

上記対象農地に係る原状回復については、令和〇年3月1日に地権者と交わした「原状回復に関する確認書」に基づく範囲及び内容で、原状回復されていることを確認しました。

令和〇年〇月〇日

地権者 住 所 山口市〇〇町〇番地
氏名又は法人名 所有 太郎 印
(代表者名)

農地の貸付に係る意見書

令和 年 月 日 号

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

印

1 対象農地

利用権の設定を受ける農地	
利用権の設定を受ける者 (耕作者)	
農地に係る附属物 (農地に付合した物を含む)	
契約期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
その他（関連事業等）	

2 当該農地貸付に係る意見

農地の貸付により期待される効果 (地域計画の実現・産地振興等)	
耕作者の適性	
関係機関の連携	
その他	

農地の貸付に係る意見書

令和 年 月 日 号

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市長 印

1 対象農地

利用権の設定を受ける農地	〇〇市〇〇1688-3 5,000㎡
利用権の設定を受ける者 (耕作者)	借受 花子 (〇〇市〇〇番地)
農地に係る附属物 (農地に付合した物を含む)	パイプハウス (〇〇〇m × 〇連棟) 倉庫 (㎡) 1棟、灌水施設及び電気施設棟
契約期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
その他 (関連事業等)	〇〇〇〇事業 (整備 単県) 〇〇支援事業 (単市)

2 当該農地貸付に係る意見

農地の貸付により期待される効果 (地域計画の実現・産地振興等)	〇〇市〇〇地域においては、〇〇産地の再興を目指し、令和7年度に当該産地の〇〇産地拡大のために部会員の確保及び栽培面積の拡大を図っている。 県・市事業を積極的に活用した新設や遊休施設の有効活用を行うこととしている。
耕作者の適性	〇〇〇氏 (〇才) は、認定農業者として、〇〇〇産地 (〇〇地域) の主要な担い手として位置づけられており、経営規模拡大については適当と判断。
関係機関の連携	・ 耕作者支援 規模拡大に向けた経営支援として、遊休施設を活用した栽培施設整備の助成 (単市) を行う。 ・ 不測の事態への対応 (農地、施設等の有効利用) 耕作者が経営継続困難となった場合においては、(公財) やまぐち農林振興公社及びJ A〇〇統括本部と連携し、次期耕作者の確保活動に積極的に取り組む。 (原状回復等契約に関する事項) 中途解約及び契約満了後契約を更新しない場合の原状回復について、地権者・耕作者同士で行う確認等の手続きが円滑に行えるよう (公財) やまぐち農林振興公社及びJ A〇〇統括本部と連携し指導・助言等の対応を行う。
その他	

農地の貸付に係る意見書

令和 年 月 日 号

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

J A 山口県〇〇統括本部長 印

1 対象農地

利用権の設定を受ける農地	〇〇市〇〇100番 5,000㎡
利用権の設定を受ける者 (耕作者)	借受 花子 (〇〇市〇〇番地)
農地に係る附属物 (農地に付合した物を含む)	パイプハウス (〇〇〇m × 〇連棟)
契約期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
その他 (関連事業等)	〇〇〇〇事業 (単県) 〇〇支援事業 (単市)

2 当該農地貸付に係る意見

農地の貸付により期待される効果 (地域計画の実現・産地振興等)	J A 山口県〇〇統括本部は、〇〇〇産地の再興を目指し、令和〇年度に当該産地の〇〇〇選果場を改修し、産地拡大のために部会員の確保及び栽培面積の拡大を図っている。 特に、施設利用の作型は収益が見込めることから、県・単市事業を積極的な活用した新設や遊休施設の有効利用を行うこととしている。
耕作者の適性	借受花子氏 (〇〇才) は、認定農業者として、〇〇〇産地の主要な担い手として地区内で位置づけられており、当該借受農地での経営規模拡大は適当と判断。
関係機関の連携	・ 耕作者支援 規模拡大に向けた経営支援として、遊休施設を活用した栽培施設について、〇〇単市事業等を活用し整備を行うとともに、栽培技術指導・流通支援を行う。 ・ 不測の事態への対応 (農地、施設等の有効利用) 耕作者が経営継続困難となった場合においては、(公財)やまぐち農林振興公社と連携し、次期耕作者の確保活動に積極的に取り組む。 (契約に関する事項) 中途解約及び契約満了後契約を更新しない場合の原状回復について、地権者・耕作者同士で行う確認等の手続きが円滑に行えるよう (公財)やまぐち農林振興公社及び〇〇農林振興事務所 (市町) と連携し指導・助言等の対応を行う。
その他	